

証券コード 9219
2023年9月13日

株 主 各 位

東京都港区三田一丁目4番28号
三田国際ビル2階
株式会社ギックス
代表取締役CEO 網野知博

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の以下の各ウェブサイトにて「第11回定時株主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下のいずれかのウェブサイトにアクセスのうえ、ご確認くださいませますようお願い申し上げます。

【当社ウェブサイト】

<https://www.gixo.jp/ir/stock/meeting/>



【東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）】

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
上記東証ウェブサイトアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ギックス」
または「コード」に当社証券コード「9219」を入力・検索のうえ、「基本情報」
「縦覧書類/PR情報」と進んでいただき、縦覧書類にある「株主総会招集通知/株
主総会資料」欄よりご確認ください。



なお、当日の出席に代えて郵送又はインターネットによって議決権を行使することができます。お手数ながら「議決権行使についてのご案内」をご検討いただき、2023年9月27日（水曜日）午後5時までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年9月28日（木曜日）午後2時
2. 場 所 東京都港区三田一丁目4番28号
三田国際ビル 地下1階 貸会議室
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第11期（2022年7月1日から2023年6月30日まで）事業報告及び計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 取締役4名選任の件
第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

以 上

※会社法改正による電子提供制度の施行に伴い、電子提供措置事項については、前ページに記載の各ウェブサイトへアクセスの上ご確認いただくことを原則とし、基準日までに書面交付請求をいただいた株主様に限り、書面でお送りすることとなりました。しかし、当社株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、従前どおりの招集ご通知を株主の皆様にお送りしております。

※当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

※書面（郵送）により議決権を行使された場合の議決権行使書において、議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

※なお、電子提供措置事項に修正が生じた場合は、前頁に記載の各ウェブサイトにて修正した旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載させていただきます。

※電子提供措置事項のうち、次に掲げる事項については、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、前頁に記載の各ウェブサイトに掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載しておりません。

- ・事業報告の「業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況」
- ・計算書類の「株主資本等変動計算書」
- ・計算書類の「個別注記表」



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2023年9月28日（木曜日）
午後2時（受付開始：午後1時）



書面（郵送）で議決権を行使される場合

議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2023年9月27日（水曜日）
午後5時 到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

次ページの案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2023年9月27日（水曜日）
午後5時 入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 股
 ○○○○ 御中
 ××××年 ×月××日
 ○○○○○○
 (議案名)
 1. _____
 2. _____
 3. _____
 4. _____
 スマートフォン用
 議決権行使
 ウェブサイト
 ログインQRコード
 見本

こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2号議案

- 賛成の場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

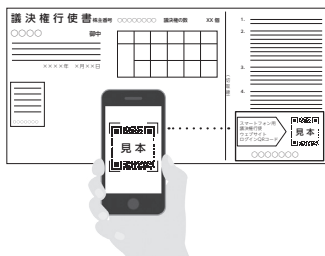
書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

ログインQRコードを読み取る方法 「スマート行使」

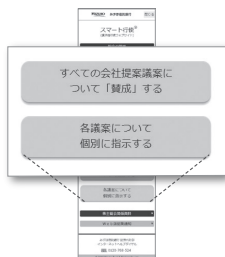
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は **1 回のみ**。

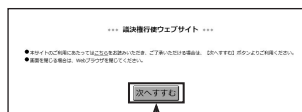
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

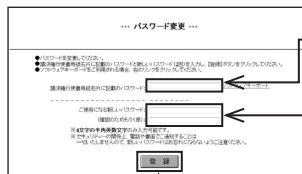
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
☎0120-768-524
(受付時間 年末年始を除く 9:00~21:00)

事業報告

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、長引く新型コロナウイルス感染症の影響の下にありつつも、行動制限等は徐々に緩和され、多くの業界において経済活動の再開による景気回復の兆しが見えつつある一方で、世界的な原材料価格高騰や為替の変動といった様々なリスクが重なり、依然として先行きは不透明な状況が続いております。そのような中、新型コロナウイルス感染拡大防止によるリモートワークの推進や各企業のデジタルトランスフォーメーション（DX）の推進は、データ活用による業務効率化やAIアルゴリズム実装に対する需要を高めていると考えております。また、政府が人工知能（AI）など最先端技術を社会課題解決に生かす「Society5.0」の一環として、DX推進を目的としたデジタル庁の創設などもあり、ビッグデータの活用やAIアルゴリズム技術等の社会実装を目指す機運がますます高まっております。そうした流れの中で、当社のデータインフォームド事業が内包されるビッグデータアナリティクス（BDA）・テクノロジー市場、及びそれを含むAI市場は拡大し続けております。この中でも特に関連の深い国内ビジネス・アナリティクス市場は、マーケティング・リサーチ会社であるデロイト トーマツ ミック経済研究所株式会社によると、データ駆動型の経営・マーケティングや需要予測に取り組むユーザーの増加を背景として、2028年度まで年平均成長率12.0%増で拡大し、同年度の市場規模は9,341億円に達すると予測されております。（出典：2022年2月4日デロイト トーマツ ミック経済研究所「ビジネス・アナリティクス市場展望 2022年版」）

このような環境の下、当社は「あらゆる判断を、Data-Informed（データインフォームド）に。」をパーパスとして掲げ、業績拡大を目指しております。当社の掲げる「データインフォームド」は、データを用いて論理的に考え合理的に判断することで、人間による意思決定の精度を高め、事業運営における再現性を高めることを狙いとしております。当社は、このような“人間が判断の主体となる”ことを前提にしたデータ活用を推進する「データインフォームド市場（DI市場）」をターゲット市場と定義し、クライアント企業のニーズに合わせてDIコンサルティング・DIプラットフォーム・DIプロダクトの3つのサービス（総称：DIサービス）を柔軟に組み合わせて提供しております。昨今の不安定な社会情勢や経済環境においては、デー

データインフォームドに対するニーズは日々高まっております。データインフォームドな判断をクライアント企業の各種業務に組み込むことで、業務における判断の精度が向上し、経営課題解決及び競争力強化が実現されます。

当事業年度も「データインフォームド」の思想に共感する多くのクライアント企業から価値提供の機会を頂戴しました。特に、従前より取引のある大手クライアント企業において、既取引部門・取り組み中の領域におけるDIサービスの利用継続・拡大（縦展開）及び、同社内の未取引部門・新規領域へのDIサービスの提供（横展開）が順調に進展いたしました。それにより、各社におけるデータインフォームドの思想の浸透が進み、多くの案件を受注するに至りました。また、並行して推進しております導入事例の他社への展開（新規顧客開拓）も相まって、前年を上回る売上成長を達成いたしました。売上成長の実現にあたっては、①縦横展開を加速するための、人材育成及びアセット活用の継続的な強化活動、②協業を核としたデータインフォームド思想の啓発活動及び営業体制・デリバリー体制の強化、③DIプロダクトサービス「マイグル」の拡販及び機能強化、の3つの領域に注力しました。①に関しては、前期に引き続き、プロジェクト推進で培った当社独自のノウハウをマニュアル、ツール、プログラム等の形式でアセット化し、再利用性を高めております。また、当該ノウハウを基にした人材育成に関しても、日々ブラッシュアップを重ね、効率性を高めております。加えて、2023年3月に Beyondge株式会社との業務提携を開始し、データサイエンティスト及びエンジニアの採用活動の円滑化及び強化に向けた取り組みも推進しています。②に関しては、前期に発表した BIPROGY株式会社、株式会社電通コンサルティング、株式会社ベーシックとの協業を中心に、人材の育成や交流、顧客紹介、プロジェクト推進体制の共同構築などを引き続き推進しております。③のDIプロダクトサービス「マイグル」は順調に拡大しておりますが、多くの引き合いをいただく中で見えてきた様々なニーズに対応するべく、スマートフォンアプリ「LINE」から参加できる「LINEミニアプリ版」や、各ユーザーに合ったコースを提案しスケジュールを作成する「AIプランナー」をリリースする等、機能強化のための継続投資を実施してきました。また、複数のキャンペーンを高頻度を実施したいというクライアント企業のニーズに応えた「サブスクリプションプラン」の提供も開始しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は1,686,061千円（前事業年度比59.5%増）、営業利益は349,392千円（同252.5%増）、経常利益は349,030千円（同271.2%増）、当期純利益は245,160千円（同237.0%増）となりました。

- ② 設備投資の状況
当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資は、日常業務用コンピューターの購入3,141千円であります。
なお、当事業年度において、重要な設備の除却、売却等はありません。
- ③ 資金調達の状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
記載すべき重要な事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
記載すべき重要な事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

| 区 分 | 第 8 期 (2020年6月期) | 第 9 期 (2021年6月期) | 第 10 期 (2022年6月期) | 第 11 期 (当事業年度) (2023年6月期) |
|-----------------|---------------------|---------------------|----------------------|---------------------------------|
| 売 上 高 (千円) | 617,614 | 722,275 | 1,057,232 | 1,686,061 |
| 経 常 利 益 (千円) | 42,300 | 50,782 | 94,019 | 349,030 |
| 当 期 純 利 益 (千円) | 36,435 | 51,435 | 72,750 | 245,160 |
| 1 株当たり当期純利益 (円) | 9.11 | 12.86 | 15.20 | 43.93 |
| 総 資 産 (千円) | 800,145 | 1,549,837 | 1,995,858 | 2,347,244 |
| 純 資 産 (千円) | 416,648 | 1,194,782 | 1,645,695 | 1,902,687 |
| 1 株当たり純資産 (円) | 104.16 | 297.62 | 294.86 | 338.76 |

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により算出しております。
2. 1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。
3. 2021年12月1日付で普通株式1株につき100株の割合で株式分割を行っております。これに伴い、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、持続的成長と企業価値向上のため、下記の項目を主な対処すべき課題として認識し、事業に取り組んでまいります。

1. 継続的な収益力の向上

当社が自社の強みであると考え、「一気通貫でプロフェッショナルサービスを提供可能」という優位性から、最初のプロジェクトをきっかけとして、クライアント企業に深く入り込み改革推進を支援することが多くあります。当社としても業務を深く理解し、難解な経営課題を解決し続けていくことは、当社の競争力強化にもつながり、そのノウハウを汎用化したプロダクトサービスを生み出す源泉となります。この当社が考える精鋭人材を中心としたサービス提供体制を維持することで、この両方のサービスについて継続的な収益力の向上に取り組んでまいります。

① 長期契約の獲得

当社はデータ分析を活用したコンサルティング・情報基盤・アプリ構築/仕組化の業務を主としております。その中でも当社の価値を最大限に活用できるクライアント企業候補には、高度な経営課題・豊富なデータ・潤沢な投資資金の3つが求められ、そのような企業は限られるため、長期契約の維持・獲得や1クライアント企業における多業務への深耕が重要な課題であると認識しております。現状、経営課題を分析から仕組み構築まで一気通貫に解決していけるという付加価値も相まって当社の主要クライアント企業において深耕に取り組んでおりますが、今後も主要クライアント企業との資本業務提携や共同プロジェクトの開始、人材交流の活発化等を軸として継続していく計画です。

② DIプロダクト領域の拡大

各業界の東証プライム上場企業をはじめとする大手企業に対するデータ活用診断・情報基盤・アプリ構築/仕組化の両サービスにより培われた技術力、ノウハウをもって汎用的な自社プロダクトを複数開発して提供しております。これらDIプロダクト領域においては自動化・省力化・独自特許技術・アルゴリズムによる競争優位性のある品質・価格設定によって契約獲得数の拡大を目指しております。また、これまではイベントの出展や地方自治体向けの提案により契約を獲得してきましたが、今後はより積極的に販売パートナーとの取り組み等を活用することで、当社では不足しがちな営業力の面で補完し合ってまいります。

③ サービス提供体制の強化

クライアント企業に付加価値の高いサービスを提供し、当社の収益力を向上させるためには優秀な人材確保が必要不可欠であると認識しておりますが、大量一括採用による大幅な人員の増加は計画しておりません。当社は採用した人材を短期間で高い能力を持つ人材へと成長させるノウハウを保有しており、クライアント企業に、最先端の技術を用いた付加価値の高いサービスを継続的に提供できる体制を強化しております。加えて、外部の協業パートナーとも協力し、当社専属の人材を長期的にアサインし続けて頂くことで、当社の業務の進め方並びに品質を深く理解したチームメンバーとともに生産性の向上に取り組みつつ、サービス提供体制の拡大に取り組んでまいります。

2. クライアント企業へのサービス提供品質の向上

当社は、プロフェッショナルであるという自覚を持ち、常にクライアント企業が想定する品質よりも高い成果を素早く提供し続けてきており、それが競争力の源泉と考えております。さらにその競争力を生み出しているのは優秀な従業員と創業以来蓄積され続けている「Strategy」「Analytics」そして「Technology」の3つのスキル・ノウハウであり、それを継承させていく教育・育成ノウハウであります。クライアント企業へ高い付加価値を提供できる従業員に対して手厚い社内環境・制度を充実させることにより、クライアント企業へのサービス提供品質のさらなる向上に取り組んでまいります。

① 技術力の研鑽

当社がコアケイパビリティとして定めている「Strategy」、「Analytics」そして「Technology」の3つに関しては、常に新議論・新技術が登場しております。従業員だけでなく取締役も率先して常に最新の情報入手や技術の取得に取り組んでいく必要があると考えております。特に重要と考えられる分野においては、各界のエキスパートを外部専門家として招聘（しょうへい）し、定期的に意見交換・討議を行っております。今後も必要に応じて業務委託契約や学術機関との共同研究なども増加させ、技術力の研鑽を推し進めてまいります。

② サービス提供速度の維持・向上

当社が優位性として確保しているクライアント企業が抱える経営課題を解決していくための経営課題の分解・変換、データ処理・分析技術、業務への組み込み技術等は、その基本思想から深く理解していないと高速度でサービスを提供していくことが困難です。そのため、新たに加わる従業員は徹底的に当社の分析の基本思想と行動を身に着けます。また個々人ではなくチームとして案件を推進することでサービス提供速度の高速化を維持しております。今後もさら

なる自動化や業務の仕組化、ノウハウの形式知化を進め、サービス提供速度の向上に取り組んでまいります。

③ 従業員の労働環境の整備

当社は新型コロナウイルス感染症が流行する以前の2019年夏ごろよりリモートワークを試行していたため、同感染症の拡大時にも大きな混乱もなく全従業員が自宅からの業務実施を続けることができました。しかしながら労働環境の管理・向上は当社としての義務であるのみならず競争力強化にもつながることであるため、労働時間の正確な把握や労働環境のヒアリングなどを通じ、必要に応じて制度、ツールの変更や備品の貸し出し・購入補助の実施なども行っております。またオフィスにおいても、高い衛生意識と広い空間を活かし、従業員が安心して最高のパフォーマンスで業務に集中できる職場環境を整えるよう、継続的に取り組んでまいります。

3. 内部管理体制の強化

当社は、成長段階にある企業ではあるものの、取締役を筆頭に管理部門が中心となり全社的に高いレベルでの内部管理体制を整備し、運用を行っております。今後は、さらなる事業領域の拡大に合わせた柔軟かつ迅速な内部管理体制の継続的な進化と強化に取り組んでまいります。

① コーポレート・ガバナンスの確実な実施

適切なコーポレート・ガバナンスの運用のため、代表取締役CEO、業務執行取締役、各部門長（Division Leader、管理本部長及び経理財務部長）によって営業進捗を議論する会議体（名称：ディレクターズミーティング）並びにその他重要な会議体に常勤監査役が出席しており、健全な議論並びに業務執行監査を担保しております。また業務執行取締役、各部門長（Division Leader、管理本部長及び経理財務部長）によって各案件の進捗を議論する会議体（名称：アサインミーティング）を毎週定例的に実施しており、案件の進捗、品質確認だけでなく、全従業員の労働状況の把握も含め、業務執行を相互に確認しております。

上記会議体に限らず、各案件の進捗に関しては、細かいモニタリングに留まらず、多くの情報を業務執行部門と管理部門が相互に確認し合うことにより高度なコーポレート・ガバナンスを実施しております。事業の拡大に伴い、確認・議論が増加することが予想されますが、必要に応じて外部専門家・システムなどを導入し、継続的なコーポレート・ガバナンスの確実な実施を進めてまいります。

② リスク・コンプライアンスに関する取り組みの強化

業務遂行上のリスクの把握、対応策の策定を確実に実施するため、管理本部長を委員長としたリスクマネジメント委員会を設置しております。当委員会は、毎四半期定例で業務フローに沿ったリスクの洗い出しや、テーマを絞ったリスク並びに対応策の議論を実施し、全社的なリスクの把握及びリスクマネジメント体制の強化に努めております。また、コンプライアンスに関する取り組みにおいては、総務人事部が主管となり、各部門のコンプライアンスに関する課題を継続的に検討し、法令や社会的規範等の順守に対する意識の定着と運用の徹底を図っております。

③ 情報セキュリティの強化・セキュリティ強度の維持

当社は、その事業の特性上、クライアント企業の経営情報、機密情報、トランザクションデータなどの重要なデータ・情報を取り扱う場面が多く存在します。情報セキュリティガイドラインの制定や従業員に対するセキュリティ教育だけでなく、外部専門家による定期的なセキュリティチェックも継続的に実施しております。また個人情報の取り扱いに関しては、そもそもの取り扱う個人情報の量の最小化を図るとともに規程・運用管理体制の整備を通じ、プライバシーマークを取得しております。今後も確実な運用に留まらず継続的な社内教育・研修の実施やセキュリティに関するシステムの整備を継続して行ってまいります。

4. 流動性の確保及び企業価値の拡大

当社の流通株式比率は上場に伴い実施する公募及び売出しによって取引所が定める形式要件を充足しております。当社の持続的な成長と中長期的な企業価値向上の観点から、事業の推進やIR活動の促進・強化を図るとともに、実施可能な資本政策を適宜検討し、流動性確保に努めることを方針としております。

(5) 主要な事業内容 (2023年6月30日現在)

| 事業区分 | 事業内容 |
|--------------|--|
| データインフォームド事業 | <ul style="list-style-type: none"> ・アナリティクスを用いた、データインフォームド事業 - データを活用した各種コンサルティング業務及びツールの研究・開発 - 上記ツールを用いた各種サービスの提供 |

(6) 主要な営業所 (2023年6月30日現在)

| | |
|----------|----------|
| 東京オフィス本社 | 東京都港区 |
| 大阪オフィス | 大阪府大阪市北区 |

(7) 使用人の状況 (2023年6月30日現在)

| 事業区分 | 使用人数 | 前事業年度末比増減 |
|--------------|----------|-----------|
| データインフォームド事業 | 31 (1) 名 | 4名増 (一名増) |
| 全社 (共通) | 10 (-) | 4名増 (一名増) |
| 合計 | 41 (1) | 8名増 (一名増) |

- (注) 1. 使用人数は就業人員 (当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。) であり、パート社員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 「全社 (共通)」として記載している使用人数は、特定の事業に区分できない管理部門に所属しているものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (2023年6月30日現在)

| 借入先 | 借入額 |
|-----------|----------|
| 株式会社りそな銀行 | 95,821千円 |

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2023年6月30日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 5,581,300株
- (3) 株主数 1,637名

(4) 大株主 (上位10名)

| 株 主 名 | 持 株 数 | 持 株 比 率 |
|---------------------------|---------|---------|
| 網野 知博 | 1,983千株 | 35.5% |
| 花谷 慎太郎 | 783 | 14.0 |
| 田中 耕比古 | 683 | 12.2 |
| 株式会社 J R 西日本インナーバージョンズ | 311 | 5.6 |
| B I P R O G Y 株式会社 | 261 | 4.7 |
| 株式会社日本カストディ銀行 (信託口) | 170 | 3.0 |
| 鴨居 達哉 | 100 | 1.8 |
| 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) | 87 | 1.6 |
| 日本証券金融株式会社 | 86 | 1.5 |
| BNP PARIBAS ARBITRAGE SNC | 66 | 1.2 |

(注) 持株比率は、自己株式 (67株) を発行済株式の総数から控除して算出しております。

- (5) 当事業年度中に職務執行の対価として当社役員に対し交付した株式の状況
該当事項はありません。

- (6) その他株式に関する重要な事項
該当事項はありません。

3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当事項はありません。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

第4回新株予約権

| | |
|--|--------------------------------|
| 決議年月日 | 2022年12月14日 |
| 付与対象者の区分及び人数（名） | 当社従業員 19 |
| 新株予約権の数（個） | 1,500（注）1. |
| 新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株） | 普通株式 150,000 |
| 新株予約権の行使時の払込金額（円） | 123,000（注）2. |
| 新株予約権の行使期間 | 自 2027年12月29日 至 2032年12月14日 |
| 新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円） | 発行価格 123,000 資本組入額 61,500 |
| 新株予約権の行使の条件 | （注）3. |

（注）1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株であります。

ただし、新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整により生じる1株未満の端数はこれを切り捨てる。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

（注）2. 新株予約権の割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権の割当日後に時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により払込金額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規交付株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

(注) 3. 新株予約権の行使の条件

- ①新株予約権 1 個の一部行使は認めない。
- ②新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」という。）が当社の取締役、監査役、顧問、従業員の何れの地位をも失った場合、その後、本件新株予約権を行使することはできない。ただし、当社が正当な理由があると認めた場合はこの限りでない。
- ③新株予約権者の相続人は、本件新株予約権を行使することができない。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況（2023年6月30日現在）

| 会社における地位 | 氏 名 | 担当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況 |
|----------|--------|---|
| 代表取締役CEO | 網野 知博 | － |
| 取締役 | 花谷 慎太郎 | Data-Informed 事業本部長 Business Planning Division Leader |
| 取締役 | 田中 耕比古 | Chief Strategist (CS) |
| 取締役 | 田村 誠一 | 株式会社ローランド・ベルガー シニアパートナー グロービング株式会社 社外取締役 |
| 常勤監査役 | 清水 明 | 株式会社Polite 社外取締役（監査等委員） |
| 監査役 | 原澤 敦美 | 五十嵐・渡辺・江坂法律事務所 パートナー 株式会社ローソン銀行 社外監査役 川崎汽船株式会社 社外監査役 リコーリース株式会社 社外取締役 公益社団法人日本航空技術協会 理事 |
| 監査役 | 熊倉 安希子 | 熊倉公認会計士事務所 所長 株式会社バンク・オブ・イノベーション 社外取締役 （監査等委員） 株式会社やる気スイッチグループホールディングス 社外取締役 |

- (注) 1. 取締役田村誠一氏は、社外取締役であります。
2. 監査役清水明氏、監査役原澤敦美氏及び監査役熊倉安希子氏は、社外監査役であります。
3. 監査役原澤敦美氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役熊倉安希子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは社外取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない時に限られます。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることになる損害を補填することとしております。なお、被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。

(5) 取締役及び監査役の報酬等

① 取締役の報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、2022年9月28日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。当該取締役会の決議に際しては、あらかじめ決議する内容について報酬諮問委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや、報酬諮問委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

なお、現在の当社の取締役報酬は月例の固定報酬のみですが、今後の当社成長に伴い優秀な人材の維持・確保に向け、業績連動報酬の導入等を含めて柔軟に検討を行い、必要がある場合には取締役会決議によって改定する予定です。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は次のとおりであります。

イ) 基本方針

1. 企業使命の実現を促すものであること
2. 優秀な人材を確保・維持できる金額水準と設計であること
3. 当社の中長期経営戦略を反映する設計であると同時に、中長期的な成長を強く動機づけるものであること
4. 短期志向への偏重や不正を抑制するための仕組みが組み込まれていること
5. 株主や社員をはじめとしたステークホルダーに対する説明責任の観点から透明性、公正性および合理性を備えた設計であり、これを担保する適切なプロセスを経て決定されること

ロ) 基本報酬に関する方針

当社の取締役の固定報酬は月例の金銭報酬とし、2021年11月15日開催の臨時株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で、報酬諮問委員会へ諮問し答申を受けたくうえで、取締役会にて決定しております。

② 監査役の報酬等の内容の決定に関する方針等

監査役の報酬は、2021年11月15日開催の臨時株主総会において承認された報酬限度額の範囲内において、報酬諮問委員会の答申内容も勘案したうえで、常勤、非常勤の別、業務分担の状況を考慮して監査役の協議により決定しております。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額等

| 区 分 | 報 酬 等 の 総 額 (千 円) | | | 対 象 と な る 役 員 の 員 数 (名) |
|--------------------|---------------------|---------------|-------------|-------------------------------|
| | 基 本 報 酬 | 業 績 連 動 報 酬 等 | 非 金 銭 報 酬 等 | |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 60,840 (3,900) | — | — | 4 (1) |
| 監 査 役 (うち社外監査役) | 15,500 (15,500) | — | — | 3 (3) |
| 合 計 (うち社外役員) | 76,340 (19,400) | — | — | 7 (4) |

- (注) 1. 取締役の金銭報酬の額は、2021年11月15日開催の臨時株主総会において年額400百万円以内と決議されております (決議時の取締役の員数は4名)。
2. 監査役の金銭報酬の額は、2021年11月15日開催の臨時株主総会において年額30百万円以内と決議されております (決議時の監査役の員数は3名)。

(6) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役田村誠一氏は、株式会社ローランド・ベルガーのシニアパートナーであります。株式会社ローランド・ベルガーと当社は協業契約を締結しておりますが、共同で他社のコンサルティング案件を実施するという業務内容であり取引先関係ではございません。よって、利益相反となるような関係でないことから、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。また、グロービング株式会社の社外取締役も務めておりますが、当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役清水明氏は、株式会社Politeの社外取締役（監査等委員）であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役原澤敦美氏は、五十嵐・渡辺・江坂法律事務所のパートナー、株式会社ローソン銀行の社外監査役、川崎汽船株式会社の社外監査役、リコーリース株式会社の社外取締役及び公益社団法人日本航空技術協会の理事であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

監査役熊倉安希子氏は、熊倉公認会計士事務所の所長、株式会社バンク・オブ・イノベーションの社外取締役（監査等委員）及び株式会社やる気スイッチグループホールディングスの社外取締役であります。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| | 出席状況及び発言状況並びに社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 |
|------------|---|
| 取締役 田村 誠一 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに出席いたしました。田村取締役は、社外独立の立場から、取締役の業務執行の状況を監視しつつ、取締役会の意思決定の適正性を確保するための助言を行っております。 |
| 監査役 清水 明 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。清水監査役は、取締役会における報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ、社外独立の立場から意見を述べました。また、監査役会においては、監査結果を報告し、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ、社外独立の立場から意見を述べております。 |
| 監査役 原澤 敦美 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。原澤監査役は、取締役会における報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ、社外独立の立場から意見を述べました。また、監査役会においては、監査結果を報告し、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ、社外独立の立場から意見を述べております。 |
| 監査役 熊倉 安希子 | 当事業年度に開催された取締役会17回の全てに、また、監査役会15回の全てに出席いたしました。熊倉監査役は、取締役会における報告事項や決議事項について適宜質問をするとともに、必要に応じ、社外独立の立場から意見を述べました。また、監査役会においては、監査結果を報告し、他の監査役が行った監査について適宜質問をするとともに、必要に応じ、社外独立の立場から意見を述べております。 |

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

| | 報酬等の額 |
|---------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 27,000千円 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主に対する利益還元を重要な経営課題と認識しておりますが、現在、成長過程にあるため、人材確保及び育成、新規・既存事業の展開に必要な投資及び経営基盤の強化のため内部留保の充実を図ることが重要であると考えております。そのため、現在まで配当を実施しておらず、今後も当面は内部留保の充実を図る方針であります。内部留保資金につきましては、今後の成長のための原資である人材採用や人材育成、研究開発投資など有効に投資してまいります。将来的には、経営成績及び財政状態、事業展開に備える内部留保とのバランスを勘案して配当を行う方針であります。

当社は配当を行う場合、年1回の期末配当を基本方針としており、配当の決定機関は取締役会であります。また、中間配当の基準日を毎年12月31日とする旨、このほか基準日を定めて剰余金を配当することができる旨、会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の定めによらず取締役会の決議によって定める旨を定款に定めております。

貸借対照表

(2023年6月30日現在)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 | 科 目 | 金 額 |
|----------------|-----------|--------------|-----------|
| (資産の部) | | (負債の部) | |
| 流動資産 | 2,225,041 | 流動負債 | 363,734 |
| 現金及び預金 | 1,899,346 | 一年内返済予定長期借入金 | 50,004 |
| 受取手形、売掛金及び契約資産 | 306,872 | 未払金 | 108,568 |
| 前払費用 | 18,440 | 未払費用 | 29,964 |
| その他の資産 | 380 | 前受金 | 1,413 |
| 固定資産 | 122,202 | 未払法人税等 | 112,382 |
| 有形固定資産 | 50,505 | その他の負債 | 61,400 |
| 建物 | 56,920 | 固定負債 | 80,822 |
| 工具、器具及び備品 | 36,435 | 長期借入金 | 45,817 |
| 減価償却累計額 | △42,850 | 資産除去債務 | 35,005 |
| 投資その他の資産 | 71,697 | 負債合計 | 444,556 |
| 繰延税金資産 | 36,387 | (純資産の部) | |
| その他の資産 | 35,310 | 株主資本 | 1,890,675 |
| | | 資本剰余金 | 285,924 |
| | | 資本剰余金 | 1,158,250 |
| | | 資本準備金 | 1,158,250 |
| | | 利益剰余金 | 446,681 |
| | | その他利益剰余金 | 446,681 |
| | | 繰越利益剰余金 | 446,681 |
| | | 自己株式 | △180 |
| | | 新株予約権 | 12,011 |
| 資産合計 | 2,347,244 | 純資産合計 | 1,902,687 |
| | | 負債純資産合計 | 2,347,244 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2022年7月1日から
2023年6月30日まで)

(単位：千円)

| 科 目 | 金 額 |
|--------------|-----------|
| 売上高 | 1,686,061 |
| 売上原価 | 835,096 |
| 売上総利益 | 850,964 |
| 販売費及び一般管理費 | 501,572 |
| 営業利益 | 349,392 |
| 営業外収益 | |
| 受取利息 | 15 |
| 雑収入 | 540 |
| 営業外費用 | |
| 支払利息 | 816 |
| その他 | 101 |
| 経常利益 | 349,030 |
| 特別利益 | |
| 助成金収入 | 2,848 |
| 税引前当期純利益 | 351,878 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 122,918 |
| 法人税等調整額 | △16,199 |
| 当期純利益 | 245,160 |

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月22日

株式会社ギックス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 大 中 康 宏

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 浅 井 則 彦

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ギックスの2022年7月1日から2023年6月30日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年7月1日から2023年6月30日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2021年4月3日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人である有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年8月23日

株式会社ギックス 監査役会

常勤監査役（社外監査役） 清水 明 ㊟

監査役（社外監査役） 原澤 敦美 ㊟

監査役（社外監査役） 熊倉 安希子 ㊟

以上

株主総会参考書類

第1号議案 取締役4名選任の件

取締役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役4名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|-------------------------------------|---|----------------|
| 1 | あみのひろ 網野知博 (1973年5月12日) | 1998年4月 株式会社CSK（現SCSK株式会社）入社 2004年11月 アクセンチュア株式会社 入社 2011年4月 日本IBM株式会社 入社 2012年12月 当社設立 代表取締役CEO（現任） | 1,983,400株 |
| 2 | はなたに しんたろう 花谷慎太郎 (1976年1月20日) | 2001年4月 日本工営株式会社 入社 2008年4月 IBM Business Consulting Services株式 会社（現日本IBM株式会社）入社 2012年12月 当社設立 取締役（現任） 2012年12月 当社CTO 2019年2月 当社Data-Informed事業本部長（現任） 2021年7月 当社 Business Planning Division Leader（現任） | 783,300株 |
| 3 | たなか たがひこ 田中耕比古 (1977年12月9日) | 2000年4月 株式会社物産システムインテグレーション（現三井情報株式会社）入社 2004年7月 アクセンチュア株式会社 入社 2011年10月 日本IBM株式会社 入社 2012年12月 当社設立 取締役（現任） 2012年12月 当社CMSO 2022年7月 当社Chief Strategist（現任） 2023年8月 株式会社ギディア 取締役（現任） | 683,300株 |

| 候補者 番号 | 氏名 (生年月日) | 略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況) | 所有する 当社の株式数 |
|-----------|-----------------------|---|----------------|
| 4 | 田村誠一 (1968年12月30日) | 1992年3月 アクセンチュア株式会社 入社 2005年9月 同社 エグゼクティブ・パートナー 2010年1月 株式会社企業再生支援機構（現株式会社 地域経済活性化支援機構）入社 マネ ージング・ディレクター 2011年5月 芝政観光開発株式会社 社外取締役（派 遣） 2011年6月 藤庄印刷株式会社 取締役兼 副社長執行 役員（派遣） 2011年9月 株式会社沖創建設 社外取締役（派遣） 2013年3月 株式会社JVCケンウッド 入社 2016年6月 同社 代表取締役 兼 副社長執行役員兼 最高戦略責任者 兼 メディアサービス分 野最高執行責任者 2017年4月 日本電産株式会社（現ニデック株式会 社） 入社 2017年6月 同社 専務執行役員 2019年5月 株式会社ローランド・ベルガー 入社 シニアパートナー（現任） 2021年1月 当社社外取締役（現任） 2023年1月 グロービング株式会社 社外取締役（現 任） | 一株 |

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 田村誠一氏は、社外取締役候補者であります。
3. 田村誠一氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって2年8か月となります。
4. 当社は、田村誠一氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。同氏が再任された場合は、当社は引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 田村誠一氏を社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要は、経営コンサルタントとして幅広い業界に関する豊富な知識を有するとともに、事業会社における企業経営の豊富な経験と幅広い見識を有していることから、当社経営に対して客観的・中立的立場で有益な助言や指導が行われることを期待できるものと判断し、社外取締役候補者としております。
6. 当社と田村誠一氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を

限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは社外取締役及び監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによつて生ずることになる損害を補填することとしております。なお、被保険者は当社取締役及び当社監査役であり、全ての被保険者について、その保険料を全額当社が負担しております。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

第2号議案 取締役に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年11月15日開催の臨時株主総会において、年額400百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含みません。）とご承認いただいておりますが、今般、取締役（社外取締役を含みます。以下総称して「取締役」といいます。）に対し、株主の皆様との一層の価値共有を進めると共に取締役の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを付与することを目的として、上記の報酬枠とは別枠で、当社の取締役に対し、新たに譲渡制限付株式の付与と引換えにする金銭報酬債権を年額100百万円（うち社外取締役50百万円）の範囲で付与することにつきご承認をお願いするものであります。

当社は、本議案に基づき交付される交付上限株式数の発行済株式総数に占める割合が、1事業年度当たり実質0.86%未満とその希釈化率は軽微であること及び事業報告17頁記載の当社の取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する方針に沿うものであることから、本議案の内容は相当であるものと考えております。また、本議案は、報酬諮問委員会の審議を経て取締役会で決定しております。

現在の取締役は4名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案が原案どおり承認可決されますと、取締役は4名（うち社外取締役1名）となります。

1. 制度の概要

本制度は、取締役に対して、原則として毎事業年度、当社の取締役会決議に基づき当社の譲渡制限付株式を割り当てるために金銭報酬債権を付与し、当該金銭報酬債権の全部を現物出資させることで、当社の普通株式を発行又は処分するものです。

取締役に割り当てるために発行又は処分される普通株式の総数は、1事業年度5万株以内（うち社外取締役2.5万株以内）とします。ただし、本議案の決議の日以降、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割り当てを含みます。）または株式併合が行われた場合その他当該総数の調整が必要な事由が生じた場合には、かかる分割比率または併合比率等に応じて調整されるものとします。

また、1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）とし、当該金額に割当株式数を乗じて得られる額を金銭報酬債権の額といたします。各取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定するものとします。

2. 取締役に付与する譲渡制限付株式に関する事項

当社と取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」

という。)を締結いたします。

- (1) 当該取締役は、1年間から40年間までの間で当社の取締役会が定める期間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割り当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。
- (2) 当該取締役が、1年間から40年間までの間で当社の取締役会が定める役務提供予定期間（以下「役務提供予定期間」という。）が満了する前に当社または当社の子会社の取締役、執行役、取締役を兼務しない執行役員、監査役、使用人、顧問又は相談役その他これに準ずる地位（以下総称して「適格役職員等」という。）を退任した場合、当社の取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。
- (3) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、当象取締役が、役務提供予定期間中、継続して、適格役職員等の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該取締役が、上記(2)に定める当社の取締役会が正当と認める理由により、役務提供期間が満了する前に適格役職員等を退任した場合には、当社の取締役会は、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。
- (4) 当社は、譲渡制限期間が満了した時点において上記(3)の定めに基づき譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。
- (5) 上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、役務提供期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。
- (6) 上記(5)に規定する場合においては、当社は、上記(5)の定めに基づき譲渡制限が解除された直後の時点においてなお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

以 上

株主総会会場ご案内図

会場：東京都港区三田一丁目4番28号
三田国際ビル 地下1階 貸会議室
TEL 03-3452-1221



| | | | | |
|----|----------|-------|--------|--------|
| 交通 | 都営大江戸線 | 赤羽橋駅 | 赤羽橋口より | 徒歩約3分 |
| | 東京メトロ南北線 | 麻布十番駅 | 5b出口より | 徒歩約15分 |